川崎市文化財審議会規則（案）

（趣旨）

第１条　この規則は、川崎市文化財保護条例（昭和３４年川崎市条例第２４号）第３条の規定に基づく川崎市文化財審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（会長及び副会長）

第２条　審議会に会長及び副会長各１人を置き、委員の互選により定める。

２　会長及び副会長の任期は、２年とする。ただし、再選されることができる。

３　会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

４　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第３条　審議会は、会長が招集し、会長がその会議の議長となる。

２　審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

３　審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（庶務）

第４条　審議会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

（委任）

第５条　この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附　則

この規則は、平成２６年５月１日から施行する。

制　定　理　由

　川崎市文化財審議会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるため、この規則を制定するものである。

川崎市文化財審議会規則と川崎市文化財審議会規程の比較表

新規の規則	現行の訓令
○川崎市文化財審議会規則 平成26年３月　日教委規則第　号 （趣旨） 第１条　この規則は、川崎市文化財保護条例（昭和34年川崎市条例第24号）第３条の規定に基づく川崎市文化財審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。	○川崎市文化財審議会規程 昭和34年９月22日教委訓令第１号 （新設）
（会長及び副会長） 第２条　審議会に会長及び副会長各１人を置き、委員の互選により定める。 ２　会長及び副会長の任期は、２年とする。ただし、再選されることができる。 ３　会長は、審議会を代表し、会務を総理する。 ４　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。	第１条　川崎市文化財審議会（以下「審議会」という。）に委員長、副委員長各１人を置く。 第２条　委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。 ２　委員長及び副委員長の任期は、１年とする。ただし、再選されることができる。 ３　委員長は、審議会を代表し、会務を総理する。 ４　副委員長は、委員長を助け、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。
（会議） 第３条　審議会は、会長が招集し、会長がその会議の議長となる。 ２　審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。 ３　審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。	第３条　会議は、教育委員会と協議の上委員長がこれを招集する。 ２　委員の３分の１以上の者から会議招集の請求があるときは、委員長は、これを招集しなければならない。 第４条　会議は、委員の２分の１以上の出席によって成立し、議事は、その過半数によって決する。
（庶務） 第４条　審議会の庶務は、川崎市教育委員会事務局において処理する。	（新設）
（委任） 第５条　審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。	（新設）